

医療機能の名称	医療機能の内容	機能に該当する病棟の例	医療機関名(病床数)	〒	住所	電話番号(代表)
高度急性期機能	○急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能	<b>特定機能病院</b> ○特定機能病院において、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟。  <b>救命救急センター</b> ○救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であって、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟。	琉球大学医学部付属病院	903-0215	西原町字上原207番地	098-895-3331
			沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 豊見城中央病院 南部徳洲会病院	901-1193	南風原町字新川118-1	098-888-0123
				901-0243	豊見城市上田25番地	098-850-3811
			901-0493	八重瀬町字外間171番地1	098-998-3221	
急性期機能	○急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能  ※かつての総合病院の多くが急性期病院として機能二次救急や臨床研修病院、DPC対象病院となっている。	<b>急性期病院</b> ○一般病棟  ※包括医療費支払い制度(DPC)については3頁の資料③参照	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター(288床) 豊見城中央病院(360床) とよみ生協病院(21床) 南部徳洲会病院(288床) 与那原中央病院(96床) 沖縄第一病院(54床) 沖縄メディカル病院(30床) 西崎病院(26床) 南部病院(74床)	901-1193	南風原町字新川118-1	098-888-0123
				901-0243	豊見城市上田25番地	098-850-3811
				901-0293	豊見城市字真玉橋593番地の1	098-850-7955
				901-0493	八重瀬町字外間171番地1	098-998-3221
				901-1303	与那原町字与那原2905	098-945-8101
			901-1111	南風原町兼城642-1	098-888-1151	
			901-1414	南城市佐敷字津波古西原2310	098-947-3555	
			901-0314	糸満市座波371番地1	098-992-0055	
			901-0362	糸満市字真栄里870番地	098-994-0501	
		<b>●地域医療支援病院</b> ※1998年から地域医療充実のために2次医療圏ごとに整備された病院。施設の共同利用、地域の医療者の研修なども行う。原則200床以上の国公立、公的病院、社会福祉法人などに認められる。紹介率80%以上、紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上、紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上という条件がある。	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 豊見城中央病院	901-1193	南風原町字新川118-1	098-888-0123
				901-0243	豊見城市上田25番地	098-850-3811
回復期機能	○急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。  ○特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)	<b>○回復期リハビリ病棟</b> ※3頁資料①参照 脳血管疾患または大腿骨頸部骨折等の病気で急性期を脱しても、まだ医学的・社会的・心理的なサポートが必要な患者さんに対して多くの専門職がチームを組んで集中的なリハビリテーションを実施し、心身ともに回復した状態で自宅や社会へ戻っていただくことを目的とした病棟です。この病棟では、病名と病気や怪我を発症してからの入院するまでの期間が定められている。  ※理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)が配置されている。	南部病院(40床) 大浜第二病院(60床)※病衣なし とよみ生協病院(48床) 南部徳洲会病院(41床) 与那原中央病院(30床) 沖縄メディカル病院(40床)	901-0362	糸満市字真栄里870番地	098-994-0501
				901-0215	豊見城市渡嘉敷150番地	098-851-0103
				901-0293	豊見城市字真玉橋593番地の1	098-850-7955
				901-0493	八重瀬町字外間171番地1	098-998-3221
				901-1303	与那原町字与那原2905	098-945-8101
			901-1414	南城市佐敷字津波古西原2310	098-947-3555	
慢性期機能	○在宅医療の主たる担い手	<b>○在宅療養支援診療所</b> 地域において在宅医療を支える24時間の窓口として他の病院、診療所などと連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護などを提供する体制をとる診療所。  ※ 診療所によっては新規患者さんに対応できないこともあるため事前にお電話で相談して下さい。	もりクリニック みやぎ内科 南城つはこクリニック ロコモクリニック南城 糸満市協同診療所 がじまる診療所	901-0244	豊見城市宜保293番地の1	098-856-1500
				901-0223	豊見城市翁長869番地	098-988-6100
				901-1414	南城市佐敷字津波古433番地	098-947-3722
				901-0618	南城市玉城字船越949番地4	098-949-1155
				901-0364	糸満市潮崎町2丁目1番地10	098-992-3920
				901-0305	糸満市西崎2丁目26番6号	098-851-3347

医療機能の名称	医療機能の内容	機能に該当する病棟の例	医療機関名(病床数)	〒	住所	電話番号(代表)
慢性期機能	○在宅医療の主たる担い手	<b>○在宅療養支援病院</b> 200床未満か半径4km以内に診療所がない地域において、在宅療養診療所と同様に、24時間の往診・訪問看護が可能な体制にある。	南部病院 西崎病院 とよみ生協病院	901-0362 901-0314 901-0293	糸満市字真栄里870番地 糸満市座波371番地1 豊見城市字真玉橋593番地の1	098-994-0501 098-992-0055 098-850-7955
		<b>○在宅療養後方支援病院</b> 200床以上の病院。在宅医療を提供する連携医療機関の求めに応じて入院希望者(あらかじめ届け出た者)の診療が24時間可能な体制を確保。	県立南部医療センター・こども医療センター	901-1193	南風原町字新川118-1	098-888-0123
	○患者の在宅復帰支援等を行う機能	<b>○地域包括ケア病棟</b> 急性期治療を経過した患者及び在宅や施設入所者の急性増悪の患者を受け入れ、60日を限度とした入院治療やリハビリテーションによって在宅復帰を行う病棟。対象となる患者の重症度、医療・看護必要度による評価要件がある。地域包括ケアシステムを支える役割を担う。	とよみ生協病院(16床) 沖縄第一病院(男性4床・女性4床・個室1床) 西崎病院(4床) 南部病院(53床)	901-0293 901-1111 901-0314 901-0362	豊見城市字真玉橋593番地の1 南風原町兼城642-1 糸満市座波371番地1 糸満市字真栄里870番地	098-850-7955 098-888-1151 098-992-0055 098-994-0501
	○長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能	<b>○療養病棟</b> ※3頁資料②参照 症状が比較的安定し、長期の入院療養が必要な患者を対象とする。療養病床が集まった病棟を療養病棟と言う。現在、療養病床は医療保険適用のものと、介護保険適用(介護療養型医療施設、介護医療院)のものに分かれる。 ※医療療養病床の入院対象者は、医療区分2・3	嬉野が丘サマリヤ人病院(26床) 博愛病院(医療保険16床・介護療養型医療施設40床)、 大浜第二病院(58床) 沖縄メディカル病院(139床) 沖縄第一病院(50床) 与那原中央病院(44床) 西崎病院(60床) ウエルネス西崎病院(75床)	901-1105 901-1105 901-0215 901-1414 901-1111 901-1303 901-0314 901-0361	南風原町新川460番地 南風原町新川485-1 豊見城市渡嘉敷150番地 南城市佐敷津波古西原2310 南風原町兼城642-1 与那原町字与那原2905 糸満市座波371番地1 糸満市糸満2041-5	098-889-1328 098-889-4830 098-851-0103 098-947-3555 098-888-1151 098-945-8101 098-992-0055 098-994-2582
	○長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能	<b>○特殊疾患病棟</b> 長期にわたり療養が必要な重度の肢体不自由者、脊髄損傷など重症の障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィーまたは神経難病の患者が対象。	大浜第二病院(59床) 西崎病院(48床) 勝連病院(108床)	901-0215 901-0314 901-0331	豊見城市渡嘉敷150番地 糸満市座波371番地1 糸満市真栄平1026番地	098-851-0103 098-992-0055 098-997-3104
		<b>○緩和ケア病棟</b> 緩和ケアとは、生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、痛みやその他の身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアルな問題を早期に発見し、的確なアセスメントと対処(治療・処置)を行うことによって、苦しみを予防し、和らげることで、クオリティ・オブ・ライフを改善するアプローチである。 ※WHO(世界保健機関)の緩和ケアの定義(2002年)	南部病院(21床)	901-0362	糸満市字真栄里870番地	098-994-0501

【参考】 ※定義、医療機関一覧、病床数については下記を参考。

- 医療機関届出情報(九州厚生局)2019.12.2現在
- 地域医療情報システム(日本医師会)
- 回復期リハビリテーション協会 会員一覧 2019.4.1現在
- 地域包括ケア病棟協会 一覧 2018.1.1現在

## 厚生労働省が定める回復期リハビリテーション病棟入院基準

対象疾患	発症からの期間	入院期間
脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経損傷（わんしんけいそうそんしょう）等の発症後もしくは手術後、又は義肢装着訓練を要する状態	2カ月以内	150日
高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷および頭部外傷を含む多部位外傷		180日
大腿骨、骨盤、脊椎、股関節もしくは膝関節の骨折、又は2肢以上の多発骨折の発症後、又は手術後の状態	2カ月以内	90日
外科手術又は肺炎などの治療時の安静により廃用性症候群を有しており、手術後又は発症後	2カ月以内	90日
大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靭帯損傷後	1カ月以内	60日
股関節又は膝関節の置換術後の状態	1カ月以内	90日

但し、上記の入院期間はあくまで目安です。入院先の看護師、MSW等とご相談ください。

回復期リハビリテーションを受けるには、治療・手術を受けた急性期病院に診療情報書を送ってもらい、期日内に転院しなければなりません。まずは、入院先の看護師または、「連携室」や「連携担当者」へ相談をされるといいでしょう。

「命を救う」ことを使命としている急性期病院での入院は症状が安定するまでですが、回復期リハビリテーション病棟では疾患により入院期間が異なります。

## 資料①

## 医療療養病床の対象者（医療区分2・3）

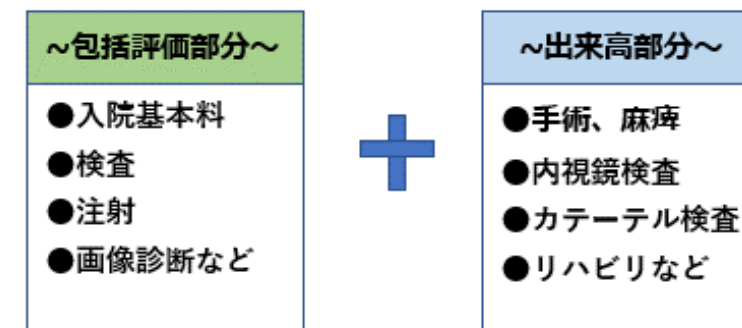
## 資料②

医療区分3	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スモン</li> <li>・医師及び看護師による24時間体制での監視・管理を要する状態</li> </ul> <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心静脈栄養</li> <li>・24時間持続点滴</li> <li>・レスピレーター使用</li> <li>・ドレーン法・胸腹腔洗浄</li> <li>・発熱を伴う場合の気管切開、気管内挿管のケア</li> <li>・酸素療法（流量3ℓ/分以上）</li> <li>・感染隔離室におけるケア</li> </ul>
医療区分2	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筋ジストロフィー</li> <li>・多発性硬化症</li> <li>・筋萎縮性側索硬化症</li> <li>・パーキンソン症関連疾患</li> <li>・その他神経難病（スモンを除く）</li> <li>・神経難病以外の難病</li> <li>・脊椎損傷</li> <li>・肺気腫</li> <li>・慢性閉塞性肺炎（COPD）</li> <li>・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍</li> <li>・肺炎</li> <li>・尿路感染症</li> <li>・創感染</li> <li>・リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内</li> <li>・脱水</li> <li>・体内出血</li> <li>・頻回の嘔吐</li> <li>・褥瘡</li> <li>・うっ血性潰瘍</li> <li>・せん妄の兆候</li> <li>・うつ状態</li> <li>・暴行が毎日みられる状態</li> </ul> <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・透析</li> <li>・発熱又は嘔吐を伴う場合の経管栄養</li> <li>・喀痰吸引（1日8回以上）</li> <li>・気管切開・気管内挿管のケア</li> <li>・血糖チェック</li> <li>・皮膚の潰瘍ケア</li> <li>・手術創のケア</li> <li>・創傷処置</li> <li>・足のケア</li> <li>・酸素療法（流量3ℓ/分未満）</li> </ul>
医療区分1	医療区分2・3に該当しない者

## 包括医療費支払い制度（DPC）とは

## 資料③

### 入院医療費 = 包括評価部分 + 出来高部分



DPCとは従来の診療行為ごとの点数をもとに計算する「出来高払い方式」とは異なり、入院中に治療した病気の中で最も医療資源を投与した一疾患のみに厚生労働省が定めた1日当たりの定額の点数からなる包括評価部分（入院基本料、検査、投薬、注射、画像診断など）と、従来どおりの出来高部分（手術、胃カメラ、リハビリなど）を組み合わせる方式です。

1日当たりの定額の点数は、「診断群分類」と呼ばれる区分ごとに、入院期間に応じて定められています。

- ・DPCは、「1回の入院に対して一つの病気を治療する」という考えに基づいて定められた制度なので、入院中はその病気の治療に専念します。複数の病気で当該医療機関を受診されている方につきましては、緊急性がある場合を除き、退院後に受診いただくことになります。